

第 172 話<即決和解>の要約と参考資料

第 172 話<即決和解>の要約

土呂久訴訟の原告が最高裁で和解したあと、残されていた土呂久鉱害補償自主交渉の会の 88 人が宮崎簡裁で住友鉱との間の即決和解をしました。住友鉱が描いた筋書き通り、「損害賠償の義務なし」として 1 律 80 万円の見舞金。最高裁和解の 1 割に満たない金額でした。

第 172 話<即決和解>の参考資料

172-1 最高裁和解と和合会の精神

佐藤ハツネさんから川原宛の手紙（1990 年 1 月 24 日消印）

土呂久では 15 日に降った雪が、田んぼや畠の日蔭に溶け残って白犬が寝たようにしています。その上に又降っています。14 日、15 日と御苦労さまでございました。

翌日、中野さんが訪ねてくれました。話しているうちに「原告外の人をどうする。昨日トネさんは知ったことか、と言ったけど、あんたらはどう思うか」と聞きました。私は「今、返す金のことでの他のことはまだ考えないが、自分で金を貰ってそのままさよならはできないから、もう解決ということになり、協定でもということになれば、原告外の認定者も救済してもらうようにお願いしようと思っている」と話したのでした。中野さんは「原告だけででも集まって、よく話し合って弁護士さんに頼んだら」と言って帰りました。19 日に集まりましたが、欠席が多く 9 名だけでした。トネさんは又「原告外は知ったことか」と話すので、私は話を出しかねて、腰を折られた形で帰りました。

15 日の川原さんの問い合わせ、「原告が心一つにして」と私は言ったのですが、皆で相談してのつもりでしたが、とうとうそのままで、いつ話そうかと迷っています。私たち原告に只一度あたえられたチャンスだと私は思っているのですが、皆に納得して貰えるか心配しております。半世紀に亘り共に悪い、共に苦しんで来た原告外の人たち、たとえ色々理由はあるけれど一緒に解決できるものなら……と思っております。

相手のあることですから、私たちの思うようにはならないかもとも思っています。若し実現できたなら……。守る会、考える会、カトリックなど一生懸命支援して下さった皆さんに御恩がえしが出来る様な気がしております。これは私の思いすごしありませんけど……。

15 日に司会だった川原さんに私の気持ちをお伝えしたいと思いまして筆をとりました。

172-2 最高裁和解と自主交渉の会の課題

1990年11月1日読売新聞記事

「『とろく』再生の灯ともる / 被害者全員の救済が課題に」

土呂久の慢性ヒ素中毒症患者は145人（死亡62人）。うち、訴訟派（被害者の会）は41人。87人（死亡19人）が自主交渉の会（小笠原徳一会長）に所属。残りの17人は、いわば“無所属”。自主交渉の会のうち、公害健康被害補償法（公健法）による補償給付を受けている人は23人。残り64人は、黒木博前知事があっせんした住友金属鉱山との和解に応じ低額補償費（1人平均約310万円）を受けたにとどまっている。

同会の1人は「裁判を起こそうにも金がなかった。裁判費用に、と田畠や山を売ったら生活できんかった」ともらす。小笠原会長が「これ以上ないがしろにされたら、うちの方も何もしないというわけにはいかない」と言い、和解の成立で、今後、何らかの形で救済を求めて動き始めるのは間違いないとみられる。

被害者の会はこれまで、公害問題解決のため、司法、行政の壁に挑み続けてきた。その成果を、同会以外の被害者が生かせるような環境が整うかどうか——。村が再生するための大きな課題だ。

1990年11月1日宮崎日日新聞記事

「15年の叫びに終止符 / 安ど感と不安交錯 / 自主交渉の会 / 住友の提示待ち」

裁判を避け話し合いによる解決を目指してきたもう一つの被害者グループ「自主交渉の会」=小笠原徳一会長=は裁判終結に一様にほっとした表情を見せている。同会と住友金属鉱山は裁判終結後に話し合いの約束を交わしているといわれ、同会は訴訟組の「見舞い金額」をにらみながら交渉に臨むことになりそうだ。

自主交渉の会は昭和58年7月、同町内の認定患者87人で結成。訴訟原告団と同様、これまでに29人が亡くなり、現在の会員は58人。小笠原会長（72）=同町土呂久=は「裁判がこんなに長くなるとは考えていなかった。さらに長びかずに解決したのはいいこと」と話す。今後のことについては総会で会員の意思統一を図りながら、住友側からの具体的な提示を待ちたいとしている。さらに世話人の一人・黒木米男さん（61）=同=も「15年の裁判は大変な苦労があったはず。原告が喜んでいるならよかったです」と裁判終結に安どの顔。ただこれから交渉については高齢化し弱ってきてる患者側が、住友から一方的に押し切られることを懸念。「行政が指導してくれるとありがたいのだが……」と県仲介への期待も表した。

自主交渉グループの中で公害健康被害補償法による給付金を受けている人は現在約20人。示談内容いかんでは法給付打ち切りになる恐れもあるため、黒木さんは「法給付を失うような示談はのむわけにいかない」と警戒している。このほか死亡した会員への示談金支払いも交渉の焦点になるとみられる。

高千穂町の甲斐畠常町長は「裁判所の勧告で円満に解決してよかったです。自主交渉グループに対して住友側は、和解と同じような基準で話し合いをするとも聞いています」と話して

いる。

172-3 即決和解とは

民事訴訟法

第八章 簡易裁判所の訴訟手続に関する特則

(手続の特色)

第二百七十条 簡易裁判所においては、簡易な手続により迅速に紛争を解決するものとする。

即決和解とは（出典不詳）

民事上の争いを解決する方法として、最も手軽で簡便なのが即決和解です。費用も安く一般に広く利用されています。これは、当事者間で自主的に解決のできる民事上の争いについて、当事者が裁判所外で話し合って解決した事項を裁判官の立合いの下で確認するものです。普通わずかの時間で和解が成立しますので即決和解と呼ばれています。

172-4 自主交渉の会と住友鉱の即決和解の経過

1991年9月	自主交渉の会が和解解決について要請
1991年9月	住友鉱から回答
1991年9月	自主交渉の会が委任状集め
1991年10月	自主交渉の会と住友鉱双方代理人の話し合いが始まる
1991年11月16日	自主交渉の会（88人）が宮崎簡裁へ即決和解を申し立て
1991年11月19日	川原が宮崎市内で住友鉱の山本厚とばったり出会う
1991年11月25日	読売新聞（朝刊）に「自主交渉の会、近く和解」の記事載る 夕刊デイリーに「住友金属鉱山が見舞金／1人80万円、総額7040 万円」の記事載る
1991年12月2日	宮崎簡裁で即決和解成立

172-5 自主交渉の会の即決和解に関する新聞報道

1991年11月25日 読売新聞の記事

「自主交渉の会、近く和解／患者88人へ見舞金／『補償』20年ぶり決着」

国の公害病に指定されている宮崎県高千穂町・旧土呂久鉱山（昭和37年閉山）のヒ素汚染による慢性ヒ素中毒症の患者で作る「土呂久鉱害補償自主交渉の会」（小笠原徳一会長、88人。うち32人は死亡）は24日までに、鉱山の最終鉱業権者・住友金属鉱山（本

社・東京)との和解に応じる方針を固めた。会社側はすでに、宮崎簡易裁判所に即決和解の申し入れをしており、近く和解調書が作成され、決着する。自主交渉の会は、裁判によらず、会社側との交渉を通じて、補償問題の解決を目指していた。同社を相手取って民事訴訟を起こした「土呂久鉱山公害被害者会」(患者41人)の損害賠償請求訴訟は、昨年10月、最高裁で和解しており、土呂久公害は、告発から20年を経て、ようやく、補償問題が全面解決することになる。

自主交渉の会の和解の動きは、同社からの打診を受けたもの。患者88人分の委任状は今月中旬、宮崎簡裁に提出。和解案は①会社側は見舞金を支払う②住友金属鉱山は一度も操業しておらず、鉱業法上の賠償責任を負わない③操業に伴う患者の被害は、公害健康被害補償法、労災法に基づく給付で解決する——など、おおむね被害者の会の和解内容に準じたものになるとみられる。

見舞金については、金額が大きくなると、現在、患者が受給している公害健康被害補償法の給付が打ち切られる可能性があることから、ある程度制限された額になりそう。

(注・この記事には見舞金の額は書かれていない)

同読売新聞の社会面記事

「土呂久患者やっと笑顔／会長『責任果たせた』／訴訟派先行に一時は不安」

認定患者の6割を超える患者で作る「自主交渉の会」が、住友金属鉱山と和解することになり、土呂久鉱害補償自主交渉の会会長、小笠原徳一さん(73)は「これでやっと、会長としての責任を果たせます。ほっとしました」と笑顔を浮かべた。

自主交渉の会は昭和58年7月に結成された。小笠原さんは、初代会長が亡くなった後を受け、3年前に会長に。(略)しかし、自主交渉の会に対して会社側からは、被害者の会が勝訴したときも、昨年10月に最高裁で和解が成立したときも一切、連絡がなかった。

「見捨てられているのではないか」—。不安は募るばかりだった。

公害患者146人(うち67人死亡)のうち82人は、黒木博・元知事のあっせんで、昭和47年から5年間にわたって、1人平均320万円の和解金で、いったんは会社側と和解している。小笠原さんは「黒木知事には、私たちからお願いして、和解金をもらえるようにしてもらった。(その知事あっせんに)不満を持って裁判を起こすことは考えなかった。会社側は(自主交渉の会の)面倒をみるという約束をしていたが、やっと実現される」と喜ぶ。

自主交渉の会の人たちが訴訟に踏み切れなかった裏には、様々な理由がある。「世の中が貧しい時代に、土呂久の住民は、鉱山で働き、豊かだった。鉱山には恩義がある。少しくらい体が悪くなったからといって、鉱山にすぐ弓をひくことはできない」「訴訟になれば金もかかる。金のねん出には、田畠を売らなければならない。裁判に勝てればいいが、負けた時にはどうなるのか……」

さらに、行政には「自分たちが裁判を起こさなくても、救済の手をさしのべてくれるだ

ろう」と、純朴な期待も強かった。「じっと我慢」をしてきた人たちにとって、和解は大きな前進。小笠原さんは最後に「最近、耳も遠くなった。会社側との交渉が長引けば、会長としてはやっていけないと思っていた。早く和解して、会長としての責任を終わらせたい」と安堵の表情をみせた。

1991年11月25日夕刊デイリー記事

「20年ぶり全面和解へ / 住友金属鉱山が見舞金 / 『自主交渉の会』は来月2日に / 1人80万円、総額7040万円」

宮崎県西臼杵郡高千穂町の旧土呂久鉱山のヒ素汚染で慢性ヒ素中毒にかかった患者88人（うち32人は死亡）で結成する「土呂久鉱害補償自主交渉の会」（小笠原徳一会長）と、鉱山の最終鉱業権者の住友金属鉱山（本社東京）が12月2日に和解することが25日、明らかになった。

（略）関係者によると、自主交渉の会側が16日、宮崎簡易裁判所に即決和解を申し入れ、同鉱山側も大筋で同意した。和解案の主な内容は①住友金属鉱山の鉱業法上の責任を問わない②会社側は患者に対して1人当たり約80万円、総額7040万円の見舞金を支払う——などで、最高裁での和解案に準じた内容となるとみられる。

即決和解は、訴訟が提起される前に、簡裁で行われる和解で、あらかじめ当事者間で話し合いがついている場合に、合意された内容に強制力を与えるために行われる。自主交渉の会が即決和解の申し入れをしたことは、既に住友金属鉱山側と補償問題に関する合意がなされたことを示しており、簡裁で和解内容が法律上適法と認められれば、ただちに和解が成立する予定だ。

（略）なお、土呂久公害の慢性ヒ素中毒症患者の中には、被害者の会、自主交渉の会のどちらにも入っていない未加入派が20人近くおり、鉱山側の関係者の話では、こうした人たちとの和解についても検討を進めているという。

1991年12月3日朝日新聞記事

「自主交渉派も和解 / 見舞金1人80万円 / 訴訟派の1割以下」

（略）これで認定患者146人のうち約9割が和解、全面解決に向け前進したが、2つの会に入っていない18人に対する補償問題は取り残された。

即決和解内容は①住友鉱は鉱業権の取得の前後を問わず、土呂久で鉱業権に基づく事業活動をしていない。法律上の損害賠償義務はない②同社は患者に一律80万円の見舞金を支払う③見舞金は公害健康被害補償法にいう損害のてん補にあたらず、鉱業法上の賠償義務を前提としたものでない④今後名目のいかんを問わず、相手方に何らの請求をしない、など。

「被害者の会」が15年の訴訟期間を経て和解したときには「住友鉱の責任不問」としたが、今回は「住友鉱の法的責任なし」と明確にうたった。見舞金も1人平均で比較する

と 1 割以下という低さ。被害者の会の原告患者・遺族 128 人には総額約 4 億 6500 万円の見舞金が支払われた。自主交渉の会は 83 年 8 月結成。訴訟派とは別に、住友鉱との「円満な解決」を目指してきた。会員の約 7 割は「知事あっせん」で住友鉱から 1 人平均約 310 万円の一時金を受けた「あっせん患者」だ。

公健法によると、損害が別の形で補てんされる場合、知事は同法に基づく補償給付をしない。今回の和解では「見舞金は公健法の損害のてん補にあたらない」としているが、宮崎県公害課は「見舞金が『損害のてん補』にあたるかどうか、行政独自に判断する」との見解で、補償にあたるかどうかを検討する。

172-6 自主交渉の会と住友鉱の即決和解の骨子（1991年12月2日）

右当事者間の即決和解の骨子

申立人 (住所) 黒木咲美 外 205 名
相手方 (住所) 住友金属鉱山株式会社
代表取締役 篠崎昭彦

一、申立ての趣旨

申立人と相手方との間に別紙和解条項記載の趣旨の和解勧告を求める。

二、申立の原因

(一) 申立人らは、公害健康被害補償等に関する法律第 4 条第 2 項に基づき宮崎県西臼杵郡高千穂町所在旧土呂久鉱山に係るヒ素に起因して慢性ヒ素中毒症に罹患している旨の認定を受けた者ら 56 名及び右認定を受けた後死亡した者らの各相続人ら 150 名であり、相手方は、昭和 42 年から同 48 年までの間、右土呂久鉱山の鉱業権を有していた者である。

(二) 申立人らは、右の認定を受けたのに伴い、旧土呂久鉱山においてかつてヒ鉱の採掘製錬等鉱山の操業を行った者はすでに消滅して存在しないため、旧土呂久鉱山の最後の鉱業権者であった相手方から自己又は被相続人が被った損害の補償を得たいと考えているが、相手方は、旧土呂久鉱山において亜ヒ酸製造など鉱業を実施したことは一切なく、申立人ら又は申立人の被相続人らが被った損害について賠償すべき法律上の義務はないとして、これに応じようとしなかった。

(三) しかしながら、申立人と相手方の間に話し合いをしてきたところ、このたび、別紙和解条項記載のとおり和解が成立する見込ができたので、本申立に及ぶ次第である。

三、和解条項

(一) 申立人ら及び相手方は、相手方が旧土呂久鉱山の鉱業権を取得したのは、土呂久鉱山が閉山し操業が終了した後である昭和 42 年 4 月であって、相手方は、右鉱業権の取得の前後を問わず、右鉱業権に基づく事業活動をしておらず、右事業活動のための施設を設置したことがないことを確認し、また、相手方には申立人らに対する鉱業

法を含む法律上の損害賠償義務は存在せず、申立人らの損害について相手方は何ら責任を負うものではないことを確認する。

(二) 相手方は、本和解成立後、公害健康被害の補償等に関する法律4条2項に基づき慢性ヒ素中毒症に罹患している旨の行政認定を受けている申立人ら（56名）1人につき、それぞれ一律80万円の見舞金を支払い、右認定を受けた後死亡した者（32名）の相続人である申立人らに対しては、死亡者1人につきそれぞれ一律80万円の見舞金を別表記載のとおり分割して支払う。

(三) 申立人ら及び相手方は、前項の見舞金の支払いは、公害健康被害の補償等に関する法律13条1項にいう損害の填補としてされるものでなく、また、相手方が鉱業法を含む法律上の損害賠償義務を負担すべきことを前提としてされるものではないことを確認する。

(四) 相手方は、本和解成立後1週間以内に、第2項により申立人らに支払うべき見舞金の合計金額7040万円を、申立人らの代理人が指定した銀行口座に振り込み払いする。

(五) 申立人ら及び相手方は、本和解条項以外何らの債権債務がないことを確認し、申立人らは、今後名目の如何を問わず、相手方に対し何らの請求をしないことを確認する。

(六) 本申立に伴う費用は各自弁とする。

172-7 即決和解に関する住友鉱の見解

土呂久自主交渉の会所属認定患者の扱いに関する即決和解の成立について

平成3年12月2日

住友金属鉱山株式会社

当社は、本年9月、土呂久自主交渉の会の代理人を通じて土呂久訴訟の最高裁和解による解決に伴う同会所属訴外認定患者の扱いについて要請があったのに応じ、10月来双方の代理人弁護士間で話し合いをして参りました。その中で、さきの最高裁和解の趣旨も体し土呂久鉱害問題について当社は何ら責任を負うものではないという当社の基本的立場につきご了承が得られましたので、11月16日、自主交渉の会側が宮崎簡易裁判所に即決和解の申立てをし、当社もこれに応じて手続中のところ、本日、同裁判所において右和解が成立するに到りました。

このたび成立した和解においては、①当社は鉱業法その他法律上の責任を負うものではないこと、②当社は自主交渉の会所属認定患者各位（亡くなった方を含め88人）に対し見舞金（患者1人当たり80万円）を支払うこと、③この見舞金の支払いは、公健法にいう損害の填補としてなされるものでなく、また、当社が法律上損害賠償義務を負うこと前提としてなされるものではないこと、④申立人は今後名目の如何を問わず当社に何ら

請求をしないこと、が和解条項として明示、確認されています。

なお、見舞金（88人分総額7040万円）は、自主交渉の会の代理人に対し近日中にお支払いいたします。

以上

172-8 住友鉱の即決和解に向けた動き

被害者の会会長佐藤トネさんと自主交渉の会会長小笠原徳一さんの会話

川原メモ（1990年3月）より

佐藤トネ 「徳一さんが自主交渉の会の代表になったが、年だから書記を黒木米男さんにさせる。徳一さんがうちに来て、年度代りに住友の山本厚さんと鹿児島に行った。山本さんが『原告と自主交渉の会はいつまでもいがみおうちよらんで、先が短いのだから仲ようして、早う和解でもなんでもして解決して』と言うたち言うから、私は『あんたは、裁判所が（2月8日に）和解を出したのを知らんと。こっち、望んどったのに』と言うと、徳一さんは『えっ、それは知らんかった』。『山本さんは言わんかった？ 住友が蹴ったんよ』。みんなの願いで、裁判からの和解に喜んだのに、住友に蹴られてしまた。和解提案蹴ったあとに、20何人も連れて温泉に行つとるとよ。私は『山本を全然信用しどらん』ち、悪口をさんざん言うて聞かせた。

坂本正典「山本は会社の中権からずれている。力はない。信用おけん。この人の言うことは信用せんがいい、と土呂久に広めたがいい」

トネ「山本さんはまぜくるのが仕事。徳一さんが会社へ手紙を出せば、返事が来る」

山本厚氏の話（1991年11月19日）

＜川原は宮崎市内の喫茶「原口」を出たところで山本厚氏とばったり出会い、宮崎観光ホテルでコーヒー（割り勘）を飲みながら話をした＞

1. 山本氏の経歴 「製錬畠を歩いた。日向製錬所に10年勤め、日向に住んだ。本社の環境保安部に移っていたときに土呂久公害提訴。昭和51年の第4回（？）口頭弁論から土呂久担当に。『総務では亞ヒ焼きのことはわからない。宮崎に長く住んで土地勘がある』という理由で。年齢は昭和といっしょ。当時55歳定年だったが、その後11年在職した。今、うちの会社では元社長の藤森について年寄りになった。上から3番目。ANAの東京↔宮崎のチケット（保存）は厚さ10センチくらいになった」

2. 副社長の約束 「一審判決後の座り込みのあと、自主交渉の会の代表2人（佐藤緑と小笠原仁一）が5月か6月ごろ来たとき、副社長が会った。俺が口をきいて『最終判決がでたあと、あなたたちとの話し合いに応じましょう』と約束した。口頭の約束であつて書いたものはない」

3. 最高裁和解 「若い者は『裁判つづけよ』と言っていたが、わしは『被害者の年齢を考えたら、もうやめていいころだ』。重役も担当者もその考え方で和解へ。

1990年10月31日の調印は直前に決まり、あのとき別子銅山開山400年祭で、1日～3日まで社長は別子に行くことになっていた。総務部長は、その司会でない。慌てて声明文を作ったりした。読売の記事に出たものだから、急遽、11月10何日かの調印の日取りを速めたのだった」

4. 自主交渉の会との即決和解 「自主交渉の会との問題をすっきりさせないと、俺は退職できない。ただ『見舞金』という名目も立たないし、行政も中へ立たないし、1人1人へお金を渡す基準もないし……どうしたらいいものか。自主交渉の会の人たちには『4億6千万（裁判の和解）といったお金だと思われたら困ります』と言ってある。自主交渉の会が80何人かで、どっちでもない人が10人くらいですかね」

* 山本厚氏の肩書き

毎日新聞金沢記者の話(1992年5月25日、住友鉱の山本氏に電話で取材)

6年前の定年のとき、山本氏は「技術担当課長」で土呂久裁判を担当していた。その後は「嘱託」で土呂久担当。92年4月以降も残務整理があるので残っている。

172-9 原告弁護士による即決和解に対する見解

岡村正淳弁護士「最高裁和解と即決和解の相違点」（「鉱毒」第90号、1992年1月20日）

(略) 即決和解について住友金属鉱山側は、住友に法的責任がないことは、最高裁和解の内容をより明確に表現しただけで、特に目新しいものではないとのコメントを発表しています。しかし、最高裁和解は決して、住友金属鉱山に法的責任がないことを認めたものではありません。最高裁和解の過程で住友側は、当初は即決和解と同じように、住友には法的責任がないことを明示するよう要求しました。しかし原告側は、この点は譲れない一線であるとして拒否しました。住友側もこれを断念したからこそ、最高裁和解では、そのような条項は入らなかったのです。

最高裁和解と即決和解を比べると次の点で大きな相違点があります。

第一に最高裁和解は、一陣訴訟と二陣訴訟とを一括全面解決したものですが、それまでに地裁及び高裁で言い渡された3つの判決は、いずれも住友の法的責任を認めています。最高裁和解では、3つの判決の判断の当否については何らふれておらず、3つの判決の正当性は、最高裁和解によっていささかも傷ついていないのです。つまり3つの判決は、住友金属鉱山の法的責任を認めた判例として今後とも生き続けるのです。

第二に、最高裁和解でも即決和解でも、住友が被害者に支払うお金は「見舞金」という名目になっています。就中最高裁和解ではせっかく「損害賠償」としてとったものを一旦返還し、あらためて「見舞金」として支払わせる形をとり、かつその支払いは、住友に鉱業法上の責任があることを前提とするものではないという条項も入りました。しかし仮執行金を見舞金に変更するについては、仮執行による損害賠償金の受領を口実に公健法給付が停止されるような事態を避けるという積極的な目的がありましたし、責任がある

ことを前提とするものではないということは、逆に住友に責任がないことを前提とするものでもないということを意味しています。

しかも最高裁和解においては、仮執行金として支払わせたものが、そのまま見舞金ということになりました。即ち我々は、仮執行金として現実に手にした成果をそのまま守り切ったのです。その意味で最高裁和解における見舞金は、我々がかちとったものなのです。これに対して即決和解における見舞金は、責任がないことを前提とし、かつ金額的にも低額である点で、最高裁和解における見舞金とは、著しい隔たりがあります。

(略)

最高裁和解は、生命ある内の救済、生命ある限りの救済という切実な要求を実現するため、裁判という方法での住友に対する賠償責任のそれ以上の追及を断念したにすぎないものであって、地域の再生に対する住友の責任は、決して免責されるものではないのです。

172-10 川原の即決和解に対する意見

川原ファイルより

和解金 100 万円？（1991年11月30日）

朝日・小石記者からの電話。「即決和解の金額は平均 100 万円になるかどうか微妙」

住友側弁護士 佐藤安生

被害者側弁護士 内田繁俊、萩元重喜

毎日新聞金沢記者より電話（1991年12月1日）

土呂久から帰ってきたところだ。

1. 和解金額は 1 人 80 万円。徳一さん「原告の遺族にも 80 万円くらいの人がいた」
2. 簡裁の即決和解は「住友の意向」のようだ
3. 被害者側弁護士 2 人について。徳一「どうしてその 2 人になったか、自分は知らない」。黒木米男はほとんどしゃべらない
4. 徳一は、とにかくお金を出してもらったのでホッとした。

金沢記者の話では、

2 日の和解は双方の弁護士が簡裁にくるだけ。住友は誰も顔を出さない。

自主交渉の会も、11 月 30 日まで徳一は「どうしようかなー」と言っていたが、12 月 1 日には「みんな仕事があつて忙しい」。宮崎には行かないことになった。

その話を聞いて、自主交渉の会ができるとき被害者の会が「補償金は企業に頭を下げさせてかちとるもので、こちらから頭を下げてもらうものではない」というビラを配つたことを思い出した。裁判の原告は、責任を前提とした賠償を求めて闘った。自主交渉の会は「償い」という意識でなく、「原告がもらったのならわしらも……」だけではないのか。決定的に間違っていると思う。

住友は、完璧になめきっている。涙金を出して幕引きにすることだろう。

即決和解成立（1991年12月2日）

午前11時15分。毎日金沢記者からファクスが入った。金額は患者1人当たり80万円。しかも「責任なし」と明記されている。ひどい。ひどすぎる。怒りがわいてきた。自主交渉の会の公害問題に対する認識の薄さにつけこんで、80万円と取引して「責任なし」と書きこんだ。

宮崎県公害課鈴木係長の話（電話、1991年12月2日）

和解条項に「損害賠償義務はない」と書いてあっても、それで公健法打ち切りにはならないと思う。

1. 判断するのは、当事者（自主交渉の会・住友鉱）ではなくて環境庁である。
2. 環境庁の保健企画課：白川前課長は住友鉱に「求償する」と言っていた。金の工面をする方だ。保健業務課（公害課はここと連絡をとっている）：このままつづけたい。「公健法給付をやめろ」と言うなら経済界だから、あまり問題を大きくしたくない。
3. 即決和解の見舞金が公健法給付とダブルかどうかについて、最高裁和解でさえ「検討する」できているのだから、80万円では問題にならないだろう。

なぜ即決和解にしたのか？ 即決和解には規範力がある。もう裁判へ訴えて出ることはできない。

川原のコメント（新聞社から求められたときの返答）

- 1.（金額）あまりに低いので驚いている。裁判の原告の1人当たりの見舞金の10分の1。「こんご一切請求しない」という条項をつける和解としては、公害事件では通用しない金額である。
- 2.（幕引き）自主交渉の患者さんが、会社の責任や鉱毒被害のすさまじさを主張しないことをよいことに、住友鉱が患者さんの穏やかさ、純朴さにつけこんで、「賠償責任なし」を明記した和解で補償問題の「幕引き」にしたとしか思えない。
- 3.（住友鉱に言いたいこと）日本有数の鉱山会社であるのだから、誠意をもって、患者救済の観点から、請求権放棄条項をつけるのにふさわしい見舞金を支払うべきだったと思う。
- 4.（今後もくすぶる）平均310万円の知事斡旋が患者さんの間に強い不満を残したよう、この和解は土呂久鉱害の補償問題にいぜんとして“火種”を残すことになり、完全解決とは言えないのではないか。
- 5.（行政への要望）財源なしと認めたが、低額の和解だったので公健法適用に影響はない。行政として救済策をとる必要が強まったと思う。

172-11 残された認定患者への見舞金

残された認定患者18人

1. 原告の家族 ①鶴野キミエ、②故大崎春恵、③故佐藤タツ子

2. 被害者の会の周辺にいた患者 ①北里珠雄、②故佐藤藤夫、③大崎ミヤギ、④甲斐悟
⑤岡田スズエ
3. 新しい認定患者 ①佐藤継春
4. その他

18人のその後

1992年1月11日 対馬が土呂久での新年会へ向かう列車で、佐藤操、佐藤九州男、背広の男性の3人を見た。

1992年1月18日 生熊先生より電話。岡田スズエ（佐賀県）が妹の田部サカエから電話で住所、氏名、銀行口座の番号・印鑑を送れと言われた。生熊「なんとかできないか」と言うが、川原「静観するしかないでしょう」

1992年2月3日 16人（土呂久公害見舞金第二和解の会）和解の日

コメントを求められた（共同通信より）

1. これは救済・補償のお金でなく、住友鉱が土呂久公害と“縁切り”の金
2. 拒否した人が1人でも2人でもでたことにさわやかさを感じている
3. 16人が求める補償・救済は公健法
4. 行政の責任・課題がいよいよ重大になった。知事あっせんを受けたことが理由で公健法の適用を受けられない30数人が対等な形で救済されるように、行政は施策を講ずるべきだ。

状況認識

企業責任を認める判決が3度もでながら、原告が最高裁で企業責任をあいまいにした和解をしたために、企業は足を抜く道をさっさと選んだ。

土呂久に残された課題は、①公健法の継続。未適用（あっせん者）への給付開始。②鉱山跡の公害防止などは、行政の責任でおこなわれることになった。

*裁判で責任を確定させることの重大さを痛感！

1992年5月5日 大崎ケサミさんの話 「大崎春恵の和解分80万円から弁護士への費用など5万円をひかれ、渡ったのは75万円だった」